仕様書(案)

1 業務名

令和4年度外部人材活用に係る支援業務委託

2 業務目的

外部人材活用に係る支援業務(以下「本業務」という。)は、既存の行政の考え方に捉われない柔軟な発想、民間企業でのノウハウや経験、高い専門性、人的ネットワーク等を有し、現に民間企業の最前線で活躍する人材を、市で募集・選考し、戦略マネージャーとして活用するために必要な支援を行うものである。

※本業務における「外部人材」とは、岡山市の地域課題の解決や、都市ブランドの向上を 図るため、施策の企画立案や、効果的な実施方法等を具体化し、実行できる人材のことを いう。

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)

- 4 令和4年度外部人材活用事業の概要について 令和4年度の募集に関しては、以下のとおり想定しています。
 - (1) 募集分野(採用人数)(予定)
 - ① 脱炭素 (1名) 「脱炭素」戦略策定から実行までの支援を想定
 - ② 教育 DX (1名) ICT を活用した、児童生徒の学力向上等について支援を想定
 - ③ 広報広聴 (2名) 広報戦略の策定(1名)・市民への広報活動支援(1名)を想定
 - ④ プロモーション(1名)WEB を活用したプロモーションに関する支援等を想定
 - (2) 労働条件
 - ・週一回程度の稼働を想定(岡山市役所内又は、テレワーク)
 - ・報償費(1日あたり25,000円)及び交通費支給(岡山市と雇用契約はなく、「委嘱」 することを想定)
 - (3) 募集条件
 - ・兼業・副業に限る(本業において岡山市での副業・兼業が許可される方)
 - ・岡山市役所に通勤することが可能な方
 - ・募集分野において相当の専門知識、経験、人的ネットワーク等を有しており、岡山市

の課題解決のためにその能力と熱意を注げる方 ※これらの条件については、今後変更される可能性があります。

5 委託業務の内容

(1) 実施計画の作成

本業務の目的を真に理解し、目的達成に向けた最も効果的な実施内容と、それに基づいた具体的な実施計画を作成すること。

なお、本業務契約後なるべく早期の採用決定が出来るよう効率的な実施計画とする こと。

- (2) 採用コンサルティング
- ・募集分野において、岡山市が提示する課題を解決するために、どのような人材を活用 すべきか、さらに、人材の有すべき経験、知識等について具体的な募集条件等を提案す ること。
- (3) 求人票の作成及び求人活動支援
 - ①委託者が求める人材に効果的に訴える求人票(案)を作成すること
 - ②委託者が求める人材に、募集してもらえるような工夫をすること。受託者が運営する求職サイトでの特設ページ作成・掲載、会員へのメール配信は必須とする。
 - ③メディア露出等により、より多くの人材にアプローチするとともに、岡山市の戦略マネージャーになることが、人材の付加価値となるような取組みを行うこと。
- (4) 求人に係る書類審査、面接審査等、人材活用までの支援 委託者が書類審査、面接審査等を行う際に、人柄も含め適切な選考が行えるよう支援 すること。
- (5) 戦略マネージャーとして活用(委嘱)後の支援

戦略マネージャーとして活用(委嘱)後、実際に岡山市において業務を遂行している中で、委託者の望むパフォーマンスを継続していくために、必要な支援をすること。

(6) 外部人材の活動報告書作成の支援

戦略マネージャーの活動状況について、広報資料としても活用できるよう、資料の構成等、必要な支援を行うこと。

(7) その他

委託者と受託者の業務分担については、別表のとおりとする。

6 協議

(1) 事業開始時

契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。

- (2) 事業開始後
 - ① 戦略マネージャーが決定するまでの間、本業務を適正かつ円滑に実施するため、

進捗確認等を行うための協議を月1回程度行うこと。なお、開催日時については、 双方協議の上決定する。

- ② 戦略マネージャー委嘱後は、受託者は委託者と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。
- ③ 会場は、原則、岡山市役所庁舎内とする。ただし、委託者と協議の上、オンラインでの協議も可能とする。
- ④ 受託者は会議終了後、速やかに打合せ記録を作成・提出すること。

7 成果品(報告書)

(1) 報告書の冊子 1冊

報告書は日本産業規格 A 4 判で簡易製本、画像・図面等は適宜カラー印刷とする。

- (2) 報告書の電子データを記録したCD-R 1式
 - ・報告書の電子データは、エクセル、ワード等で作成した文書ファイルで委託者が 再利用できるもの及びPDFファイルとすること。
 - ・メディア露出した記事・映像については、報告書に記載するとともに、電子資料 で提出すること。
 - ・電子媒体によるデータ納品については、すべてウィルスチェック対策ソフトにより検査したうえで、納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

8 費用負担

本業務に必要な経費は、委託契約額として受託者に支払うものの他は、本仕様書に記載のないものであっても、原則として受託者が負担すること。

9 プロジェクト管理

- (1) 受託者は、委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や委託者の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理(各作業の進捗状況の把握、委託者が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、委託者への迅速な状況報告等)を徹底すること。
- (2) プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバ

リプランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

10 その他

(1)受託者は、業務の実施に当たり、岡山市契約規則、岡山市個人情報保護条例その他 関係法令・条例等を遵守しなければならない。

(2) 秘密の保持

- ① 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- ② 受託者は、業務の遂行にあたり岡山市個人情報保護条例を遵守し、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。
- ③ 受託者は、本業務委託を実施する上で知り得た個人情報については、岡山市個人情報保護条例に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。

(3) 知的財産権等

- ① 受託者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第 1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作 物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をい い、第27条、第28条に定める権利を含む。)を、当該著作物の引渡し時に委託 者に無償で譲渡するものとする。
- ② 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。
- ③ 受託者は、成果品に第三者が権利を保有する素材(タレント等の著名人、キャラクター、音楽等)を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ④ 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、 委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを 処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなけれ ばならない。
- (4) 本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託 先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

- (5) 本事業実施中、トラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに委託者に報告しなければならない。また、対応を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。
- (6) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない。
- (7) 本業務を適正かつ円滑に実施する為、受託者は各々の業務について委託者と常に 密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と 受託者で協議のうえ委託者の指示に従い、業務を遂行すること。
- (8) 委託者において必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。変更・中止により受託者に損害が生じたときは、委託者はこれを賠償する。

(別表)

項目	業務	業務分担	
		岡山市	受託者
採用コンサルティング	求人すべき人材の提案・求人方法の 検討		0
	募集条件等の決定	0	
募集	求人票(案)作成		0
	求人票確定	0	
	求人募集サイトへの掲載		0
	市が求める人材へのアプローチ		0
	募集受付		0
審査	書類審査 (人材選考の最終決定)	0	
	面接審査 (人材選考の最終決定)	0	
	各選考過程での支援(助言、アドバイス、選考フォロー等、人柄含め適切な人材を選ぶために必要な支援全般)		0
委嘱後	戦略マネージャーの適正確認等		0